

城陽市公報

城陽市寺田東ノ口

16番地、17番地

発行

城陽市 総務部

総 務 課

目 次

条 例

- 城陽市税条例等の一部を改正する条例…… (税務課) …… 2
- 城陽市老人医療費の支給に関する条例及び城陽市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例…………… (国保医療課) …… 5

規 則

- 城陽市税条例施行規則の一部を改正する規則…………… (税務課) …… 6
- 城陽市職員のカスタマー・ハラスメントの防止等に関する規則…………… (人事課) …… 7
- 城陽市庁舎管理規則の一部を改正する規則…………… (総務課) …… 8

告 示

- 城陽市地価公示台帳閲覧要綱及び城陽市地価調査図書閲覧要綱の一部を改正する要綱…………… (土木課) …… 9
- 令和 8 年第 3 回定例会において議決された予算の要領について…………… (財政課) …… 10

訓 令 甲

- 城陽市宿直員規程を廃止する規程…………… (総務課) …… 13

議 会

- 城陽市議会図書室規程及び城陽市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程の一部を改正する規程…………… 14

公 営 企 業

- 城陽市公営企業会計規程の一部を改正する規程…………… (経営管理課) …… 15
- 城陽市公営企業庁舎管理規程の一部を改正する規程…………… (経営管理課) …… 17

- 城陽市下水道排水設備指定工事事業者の指定について…………… (上下水道課) …… 18
- 城陽市下水道排水設備指定工事事業者の指定について…………… (上下水道課) …… 18
- 城陽市指定給水装置工事事業者の指定について…………… (上下水道課) …… 18



条



例

城陽市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年（2026年）9月28日

城陽市長 村 田 正 明

城陽市条例第24号

城陽市税条例等の一部を改正する条例
(城陽市税条例の一部改正)

第1条 城陽市税条例（昭和39年城陽市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
(督促手数料) 第21条 徴税吏員は督促状を発した場合においては督促状1通について50円を徴収しなければならない。但しやむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。 (原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等) 第91条 略 2・3 略 4 第1項及び第2項の標識のひな型並びに前項の証明書の様式はそれぞれ規則で定めるところによる。 5～7 略 8 第1項又は第2項の標識の交付を受けた者は、その標識をき損し、若しくは亡失し、又は滅したときは、直ちに、その旨を市長に届け出てその再交付を受けなければならない。この場合において、当該標識のき損又は亡失がその者の故意又は過失に基づくときは、弁償金として150円を納めなければならない。 9 第1項又は第2項の標識は、これを譲渡し、貸し付け、又は不正使用してはならない。 10 原動機付自転車又は小型特殊自動車の販売を業とする者が車体試験の為原動機付自転車又は小型特殊自動車を使用するものは当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に原動機付自転車又は小型特殊自動車試乗標識をつけなければな	(督促手数料) 第21条 徴税吏員は、督促状を発した場合においては督促状1通につき200円を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認める場合においては、これを徴収しない。 (原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等) 第91条 略 2・3 略 4 第1項及び第2項の標識のひな型並びに前項の証明書の様式は、それぞれ規則で定めるところによる。 5～7 略 8 原動機付自転車又は小型特殊自動車の販売を業とする者が車体試験を行うために原動機付自転車又は小型特殊自動車を使用するときは、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に原動機付自転車又は小型特殊自動車の試乗標識（以下

らない。

1 1 試乗標識の交付を受けようとするものは試乗標識交付申請書を提出しなければならない。

1 2 試乗標識の交付は 1 事業所に付き 1 枚限りとする。使用期間は 1 年以内とし期間経過後は直ちに返納するものとする。

「試乗標識」という。) を取り付けなければならない。

9 試乗標識の交付を受けようとする者は、試乗標識交付申請書を市長に提出しなければならない。

1 0 試乗標識の交付は、1 事業所に付き 1 枚限りとする。

1 1 試乗標識の有効期間は、1 年以内とし、有効期間経過後は、直ちに試乗標識を市長に返納するものとする。

1 2 試乗標識のひな型及び第 9 項に規定する申請書の様式は、それぞれ規則で定めるところによる。

1 3 第 1 項若しくは第 2 項の標識又は試乗標識（以下「標識等」という。）の交付を受けた者は、当該標識等を毀損し、又は亡失したときは、直ちにその旨を市長に届け出て、その再交付を受けなければならない。この場合において、当該標識等の毀損又は亡失がその者の故意又は過失に基づくときは、弁償金として 3 0 0 円を納めなければならない。

1 4 標識等は、これを譲渡し、貸し付け、又は不正に使用してはならない。

(城陽市国民健康保険条例の一部改正)

第 2 条 城陽市国民健康保険条例（昭和 3 6 年城陽市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
(保険料の督促手数料) 第 2 2 条 保険料の督促手数料は、督促状 1 通について、 <u>5 0 円</u> とする。ただし、やむを得ない理由があると市長が認める場合においては、これを徴収しない。	(保険料の督促手数料) 第 2 2 条 保険料の督促手数料は、督促状 1 通につき <u>2 0 0 円</u> とする。ただし、やむを得ない理由があると市長が認める場合においては、これを徴収しない。

(城陽市介護保険条例の一部改正)

第 3 条 城陽市介護保険条例（平成 1 2 年城陽市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
(保険料の督促手数料) 第 8 条 保険料の督促手数料は、督促状 1 通につ	(保険料の督促手数料) 第 8 条 保険料の督促手数料は、督促状 1 通につ

き50円とする。ただし、やむを得ない理由があると市長が認める場合においては、これを徴収しない。

き200円とする。ただし、やむを得ない理由があると市長が認める場合においては、これを徴収しない。

(城陽市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第4条 城陽市後期高齢者医療に関する条例（平成20年城陽市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
(保険料の督促手数料) 第5条 保険料の督促手数料は、督促状1通につき<u>50円</u>とする。ただし、やむを得ない理由があると市長が認める場合においては、これを徴収しない。	(保険料の督促手数料) 第5条 保険料の督促手数料は、督促状1通につき<u>200円</u>とする。ただし、やむを得ない理由があると市長が認める場合においては、これを徴収しない。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和9年（2027年）4月1日から施行する。

(市税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の城陽市税条例第21条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に納期限が到来する市税について発する督促状に係る督促手数料について適用し、施行日前に納期限が到来する市税について発する督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

2 前項の規定にかかわらず、令和9年（2027年）4月12日に納期限が到来する特別徴収の方法によって徴収する給与所得に係る個人の市民税について発する督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

(国民健康保険料に関する経過措置)

第3条 第2条の規定による改正後の城陽市国民健康保険条例第22条の規定は、施行日以後に納期限が到来する国民健康保険料について発する督促状に係る督促手数料について適用し、施行日前に納期限が到来する国民健康保険料について発する督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

(介護保険料に関する経過措置)

第4条 第3条の規定による改正後の城陽市介護保険条例第8条の規定は、施行日以後に納期限が到来する介護保険料について発する督促状に係る督促手数料について適用し、施行日前に納期限が到来する介護保険料について発する督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

(後期高齢者医療保険料に関する経過措置)

第5条 第4条の規定による改正後の城陽市後期高齢者医療に関する条例第5条の規定は、施行日以後に納期限が到来する後期高齢者医療保険料について発する督促状に係る督促手数料について適用し、施行日前に納期限が到来する後期高齢者医療保険料について発する督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

〈揭示済み〉

城陽市老人医療費の支給に関する条例及び城陽市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年（2026 年）9 月 28 日

城陽市長 村 田 正 明

城陽市条例第 25 号

城陽市老人医療費の支給に関する条例及び城陽市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

（城陽市老人医療費の支給に関する条例の一部改正）

第 1 条 城陽市老人医療費の支給に関する条例（昭和 47 年城陽市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
（審査支払事務の委託） 第 5 条 市長は、前条第 1 項の規定により保険医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を <u>社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会及び、その他規則に定めるもの</u> に委託することができる。	（審査支払事務の委託） 第 5 条 市長は、前条第 1 項の規定により保険医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を <u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構及び国民健康保険団体連合会</u> に委託することができる。

（城陽市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正）

第 2 条 城陽市福祉医療費の支給に関する条例（昭和 50 年城陽市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
（審査支払事務の委託） 第 10 条 市長は、第 7 条の規定により保険医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を <u>社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会</u> に委託することができる。	（審査支払事務の委託） 第 10 条 市長は、第 7 条の規定により保険医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を <u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構及び国民健康保険団体連合会</u> に委託することができる。

附 則

この条例は、令和 8 年（2026 年）10 月 1 日から施行する。

〈掲示済み〉



規



則

城陽市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年（2026年）9月28日

城陽市長 村 田 正 明

城陽市規則第32号

城陽市税条例施行規則の一部を改正する規則

城陽市税条例施行規則（昭和52年城陽市規則第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
（原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識のひな形等）	（原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識のひな型等）
第46条 条例第91条第1項及び第2項の規定による申請によつて所有者又は使用者に交付する標識のひな形は、別記様式第65号又は別記様式第65号の2によるものとする。	第46条 条例第91条第1項及び第2項に規定する標識のひな型は、別記様式第65号又は別記様式第65号の2によるものとする。
2 略	2 略
3 条例第91条第10項の規定による申請によつて試乗車に交付する標識のひな形は、別記様式第66号によるものとする。	3 条例第91条第8項に規定する試乗標識のひな型は、別記様式第66号によるものとする。
（軽自動車税の試乗標識交付申請書）	（軽自動車税の試乗標識交付申請書）
第47条 条例第91条第11項に規定する試乗標識の交付申請は、軽自動車税試乗標識交付申請書（別記様式第67号）によるものとする。	第47条 条例第91条第9項の規定による試乗標識の交付申請は、軽自動車税試乗標識交付申請書（別記様式第67号）によるものとする。

附 則

この規則は、令和9年（2027年）4月1日から施行する。

（揭示済み）

城陽市職員のカスタマー・ハラスメントの防止等に関する規則をここに公布する。

令和 8 年 (2 0 2 6 年) 9 月 2 8 日

城陽市長 村 田 正 明

城陽市規則第 3 3 号

城陽市職員のカスタマー・ハラスメントの防止等に関する規則
(趣旨)

第 1 条 この規則は、人事行政の公正の確保、職員の利益の保護及び職員の能率の発揮を目的として、カスタマー・ハラスメントの防止のための措置及びカスタマー・ハラスメントが生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において「カスタマー・ハラスメント」とは、職員の職務に係る行政サービスの利用者等（以下「行政サービスの利用者等」という。）からの言動であって職員が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えるものにより、職員が精神的若しくは身体的な苦痛を与えられ、職員の人格若しくは尊厳が害され、又は職員の勤務環境が害されることをいう。

(市長の責務)

第 3 条 市長は、カスタマー・ハラスメントの防止及びカスタマー・ハラスメントが生じた場合の対応（以下「カスタマー・ハラスメントの防止等」という。）に関する施策についての企画立案を行うとともに、任命権者がカスタマー・ハラスメントの防止等のために実施する措置に関する調整、指導及び助言に当たらなければならない。

(任命権者の責務)

第 4 条 任命権者は、職員がその能率を十分に発揮できるような勤務環境を確保するため、カスタマー・ハラスメントの防止に関し、必要な措置を講ずるとともに、カスタマー・ハラスメントが生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

2 任命権者は、カスタマー・ハラスメントに関する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他カスタマー・ハラスメントが生じた場合の職員の対応に起因して当該職員が職場において不利益を受けることがないようにしなければならない。

(職員の責務)

第 5 条 職員は、自らも、行政サービスの利用者等として、その職務においてカスタマー・ハラスメントを生じさせる言動をしては

ならない。

2 職員は、次条第 1 項の指針を十分認識して行動するよう努めなければならない。

3 職員を管理する地位にある職員は、カスタマー・ハラスメントが生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じるとともに、カスタマー・ハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）が職員からなされた場合には、苦情相談に係る問題を解決するため、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(職員に対する指針)

第 6 条 市長は、カスタマー・ハラスメントに関する問題等に適切に対応するために職員が認識すべき事項について、指針を定めるものとする。

2 任命権者は、職員に対し、前項の指針の周知徹底を図らなければならない。

(研修等)

第 7 条 任命権者は、カスタマー・ハラスメントの防止等のため、職員の意識の啓発及び知識の向上を図らなければならない。

2 任命権者は、カスタマー・ハラスメントの防止等のため、職員に対し、研修を実施しなければならない。

3 市長は、任命権者が前 2 項の規定により実施する研修等の調整及び指導に当たるとともに、自ら実施することが適当と認められるカスタマー・ハラスメントの防止等のための研修について計画を立て、その実施に努めるものとする。

(苦情相談)

第 8 条 市長は、カスタマー・ハラスメントに関する苦情相談が職員からなされた場合に対応するため、苦情相談を受ける職員（以下「相談員」という。）を配置し、相談員が苦情相談を受ける体制を整備しなければならない。

2 相談員は、苦情相談に係る問題を迅速かつ適切に解決するよう努めるものとする。この場合において、相談員は、市長が苦情相談への対応について定める指針に十分留意しなければならない。

附 則

この規則は、令和 8 年 (2 0 2 6 年) 1 0 月 1 日から施行する。

〈揭示済み〉

城陽市庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年（2026年）10月1日

城陽市長 村 田 正 明

城陽市規則第34号

城陽市庁舎管理規則の一部を改正する規則

城陽市庁舎管理規則（昭和54年城陽市規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
（庁舎出入口の開閉時刻） 第8条 市役所の出入口（別に指定した出入口を除く。）の扉の開閉時刻は、次に掲げるとおりとし、市の休日（城陽市の休日を定める条例（平成3年城陽市条例第18号）に指定する市の休日をいう。）は、開扉しないものとする。 （1）開扉時刻 <u>午前8時</u> （2）閉扉時刻 <u>午後5時45分</u> 2 衛生センターの出入口の扉の開閉時刻は、次に掲げるとおりとし、土曜日及び日曜日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日は、開扉しないものとする。 （1）開扉時刻 <u>午前8時30分</u> （2）閉扉時刻 <u>午後5時15分</u> 3・4 略	（庁舎出入口の開閉時刻） 第8条 市役所の出入口（別に指定した出入口を除く。）の扉の開閉時刻は、次に掲げるとおりとし、市の休日（城陽市の休日を定める条例（平成3年城陽市条例第18号）に指定する市の休日をいう。）は、開扉しないものとする。 （1）開扉時刻 <u>午前9時</u> （2）閉扉時刻 <u>午後4時30分</u> 2 衛生センターの出入口の扉の開閉時刻は、次に掲げるとおりとし、土曜日及び日曜日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日は、開扉しないものとする。 （1）開扉時刻 <u>午前9時</u> （2）閉扉時刻 <u>午後4時30分</u> 3・4 略

附 則

この規則は、令和8年（2026年）10月15日から施行する。

〈揭示済み〉



告

示



城陽市告示第 9 6 号

城陽市地価公示台帳閲覧要綱及び城陽市地価調査図書閲覧要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 8 年（2026 年）10 月 1 日

城陽市長 村 田 正 明

城陽市地価公示台帳閲覧要綱及び城陽市地価調査図書閲覧要綱の一部を改正する要綱
(城陽市地価公示台帳閲覧要綱の一部改正)

第 1 条 城陽市地価公示台帳閲覧要綱（昭和 4 8 年城陽市告示第 7 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
(閲覧日及び閲覧時間等) 第 3 条 台帳の閲覧日及び閲覧時間は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 閲覧時間 <u>午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで</u> （正午から午後 1 時までを除く。） 2 略	(閲覧日及び閲覧時間等) 第 3 条 台帳の閲覧日及び閲覧時間は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 閲覧時間 <u>午前 9 時から午後 4 時 3 0 分まで</u> （正午から午後 1 時までを除く。） 2 略

(城陽市地価調査図書閲覧要綱の一部改正)

第 2 条 城陽市地価調査図書閲覧要綱（昭和 5 1 年城陽市告示第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
(閲覧日及び閲覧時間等) 第 3 条 図書の閲覧日及び閲覧時間は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 閲覧時間 <u>午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで</u> （正午から午後 1 時までを除く。） 2 略	(閲覧日及び閲覧時間等) 第 3 条 図書の閲覧日及び閲覧時間は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 閲覧時間 <u>午前 9 時から午後 4 時 3 0 分まで</u> （正午から午後 1 時までを除く。） 2 略

附 則

この要綱は、令和 8 年（2026 年）10 月 1 5 日から施行する。

〈揭示済み〉

城陽市告示第97号

令和8年城陽市議会第3回定例会において議決された予算の要領
については、次のとおりです。

令和8年（2026年）10月15日

城陽市長 村 田 正 明

令和8年度 城陽市一般会計補正予算（第2号）
（2026年度）

令和8年度（2026年度）城陽市一般会計補正予算（第2号）は、次に定める
ところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ36,124千円を追加し、歳入
歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,200,346千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後
の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入		(単位 千円)		
款	項	補正前の予算額	補正額	計
17.府支出金		2,788,849	3,216	2,792,065
	2.府補助金	870,337	3,216	873,553
21.繰越金		1	32,908	32,909
	1.繰越金	1	32,908	32,909
歳入合計		33,164,222	36,124	33,200,346

歳出		(単位 千円)		
款	項	補正前の予算額	補正額	計
2.総務費		4,253,891	30,421	4,284,312
	1.総務管理費	3,490,276	30,421	3,520,697
3.民生費		14,455,466	5,703	14,461,169
	1.社会福祉費	7,532,048	5,703	7,537,751
歳出合計		33,164,222	36,124	33,200,346

令和8年度 城陽市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
（2026年度）

令和8年度（2026年度）城陽市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、
次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ29,626千円を追加し、歳入
歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,022,946千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後
の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
3.国 庫 支 出 金		1,974,084	11,406	1,985,490
	2. 国 庫 補 助 金	652,268	11,406	663,674
5.府 支 出 金		1,101,294	5,703	1,106,997
	2. 府 補 助 金	70,640	5,703	76,343
7.繰 入 金		1,466,676	12,517	1,479,193
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	1,146,676	5,703	1,152,379
	2. 基 金 繰 入 金	320,000	6,814	326,814
歳 入 合 計		7,993,320	29,626	8,022,946

歳 出

（単位 千円）

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
3.地 域 支 援 事 業 費		473,372	29,626	502,998
	3. 包括的支援事業・任意事業費	169,989	29,626	199,615
歳 出 合 計		7,993,320	29,626	8,022,946

訓 令 甲

城陽市訓令甲第 7 号

城陽市宿直員規程を廃止する規程を次のように定める。

令和 8 年（2 0 2 6 年）1 0 月 1 日

城陽市長 村 田 正 明

城陽市宿直員規程を廃止する規程

城陽市宿直員規程（昭和 5 1 年城陽市訓令甲第 3 号）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和 8 年（2 0 2 6 年）1 0 月 1 5 日から施行する。

〈揭示済み〉



城陽市議会図書室規程及び城陽市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年（2026年）10月5日

城陽市議会議員長 乾 秀 子

城陽市議会訓令第2号

城陽市議会図書室規程及び城陽市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程の一部を改正する規程

（城陽市議会図書室規程の一部改正）

第1条 城陽市議会図書室規程（昭和55年城陽市議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
（閲覧時間） 第6条 図書の閲覧時間は、議会事務局の執務時間とする。	（閲覧時間） 第6条 図書の閲覧時間は、議会事務局の執務時間とする。 <u>ただし、議員又は市職員以外の者が閲覧する場合は、開庁日（城陽市の休日を定める条例（平成3年城陽市条例第18号）第1条に規定する市の休日（第6条において「市の休日」という。）以外の日をいう。）の午前9時から午後4時30分までとする。</u>

（城陽市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程の一部改正）

第2条 城陽市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程（令和6年城陽市議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
（報告等の閲覧） 第4条 条例第4条第2項の規定による閲覧（以下この条において「閲覧」という。）は、城陽市議会事務局において、条例第2条第1項の規定による報告をすべき期限の翌日から起算して14日を経過する日の翌日以後の開庁日（城陽市の休日を定める条例（平成3年城陽市条例第18号）第1条に規定する市の休日（第6条において「市の休日」という。）以外の日をいう。）の <u>午前8時30分から午後5時15分までの間にすることができる。</u> 2～4 略	（報告等の閲覧） 第4条 条例第4条第2項の規定による閲覧（以下この条において「閲覧」という。）は、城陽市議会事務局において、条例第2条第1項の規定による報告をすべき期限の翌日から起算して14日を経過する日の翌日以後の開庁日（城陽市の休日を定める条例（平成3年城陽市条例第18号）第1条に規定する市の休日（第6条において「市の休日」という。）以外の日をいう。）の <u>午前9時から午後4時30分までの間にすることができる。</u> 2～4 略

附 則

この規程は、令和8年（2026年）10月15日から施行する。

〈揭示済み〉

 公 営 企 業

城陽市公営企業管理規程第 6 号

城陽市公営企業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年（2026 年）9 月 30 日

城陽市公営企業管理者職務代理者

上下水道部長 竹 内 章 二

城陽市公営企業会計規程の一部を改正する規程

城陽市公営企業会計規程（昭和 45 年城陽市水道事業管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
（証券の支払拒絶等） 第 22 条 <u>企業出納員、現金取扱員、出納取扱金融機関、収納取扱金融機関及び公金収納事務等受託者</u>は、納入義務者が収入の納付に用いた小切手の支払が確実にないと認める場合は、その受領を拒絶しなければならない。 2～7 略 <u>（小切手の振出）</u> 第 27 条 <u>企業出納員は、出納取扱金融機関の支払準備資金口座の範囲内で小切手を振り出さなければならない。</u> 2 <u>小切手の署名は、記名押印によつて行なうものとする。</u> 3 <u>企業出納員は、小切手を振り出したときは、支払人たる出納取扱金融機関に受取人の氏名、支払金額、事業年度、番号その他必要な事項を通知しなければならない。</u> 4 <u>出納取扱金融機関は、前項の小切手の支払を行なったものについて支払済通知書により翌日までに企業出納員に報告しなければならない。</u> <u>（小切手の訂正等）</u> 第 28 条 <u>小切手の金額は、訂正してはならない。</u> 2 <u>小切手の金額以外の記載事項を訂正するときは、その訂正を要する部分に 2 線を引き、その上側に正書し、かつ、当該訂正箇所の左方余白に訂正した旨及び訂正文字数を記載して管理者の印を押さなければならない。</u>	（証券の支払拒絶等） 第 22 条 <u>出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関は、納入義務者が収入の納付に用いた小切手の支払が確実にないと認める場合は、その受領を拒絶しなければならない。</u> 2～7 略 <u>第 27 条から第 29 条まで 削除</u>

3 書損、汚損等により小切手を廃棄するときは、当該小切手に朱で斜線を引き「廃棄」と朱書してそのまま小切手帳に残しておかなければならない。

(小切手帳の保管)

第29条 小切手帳の保管は、企業出納員が行なう。

(領収書等の徴収)

第30条 企業出納員は、現金の支出若しくは小切手の振出し又は口座振替の通知によつて支出をしたときは、債権者の領収書又は出納取扱金融機関の領収書若しくは支払済通知書を徴さなければならない。

(支払小切手の整理)

第31条 企業出納員は、毎月末支払小切手未払高を調査しなければならない。

2 企業出納員は、支払小切手が時効により消滅した場合は、直ちに収入伝票を発行しなければならない。

(領収書等の徴収)

第30条 企業出納員は、現金の支出又は口座振替の通知によつて支出をしたときは、債権者の領収書又は出納取扱金融機関の領収書若しくは支払済通知書を徴さなければならない。

第31条 削除

附 則

この規程は、令和8年（2026年）10月1日から施行する。

〈揭示済み〉

城陽市公営企業管理規程第 7 号

城陽市公営企業庁舎管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年（2 0 2 6 年）1 0 月 1 日

城陽市公営企業管理者職務代理者
上下水道部長 竹 内 章 二

城陽市公営企業庁舎管理規程の一部を改正する規程

城陽市公営企業庁舎管理規程（昭和 5 4 年城陽市水道事業管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行			改 正 後		
（庁舎出入口の開閉時刻） 第 8 条 庁舎出入口（別に指定した出入口を除く。）の扉の開閉時刻は、次に掲げるとおりとし、城陽市の休日を定める条例（平成 3 年城陽市条例第 1 8 号）に規定する市の休日（以下「休日等」という。）は、開扉しないものとする。			（庁舎出入口の開閉時刻） 第 8 条 庁舎出入口（別に指定した出入口を除く。）の扉の開閉時刻は、次に掲げるとおりとし、城陽市の休日を定める条例（平成 3 年城陽市条例第 1 8 号）に規定する市の休日（以下「休日等」という。）は、開扉しないものとする。		
庁舎	開扉時刻	閉扉時刻	庁舎	開扉時刻	閉扉時刻
公営企業事務所	<u>午前 8 時</u>	<u>午後 5 時 3 0 分</u>	公営企業事務所	<u>午前 9 時</u>	<u>午後 4 時 3 0 分</u>
2 略			2 略		

附 則

この規程は、令和 8 年（2 0 2 6 年）1 0 月 1 5 日から施行する。

〈揭示済み〉

城陽市公営企業告示第25号

城陽市下水道排水設備指定工事業者規程（平成20年城陽市公営企業管理規程第8号）第5条第1項の規定に基づき、令和8年（2026年）9月1日付けで城陽市下水道排水設備指定工事業者として指定したので、同規程第15条第1項第1号の規定により、次のとおり告示します。

令和8年（2026年）10月15日

城陽市公営企業管理者職務代理者
上下水道部長 竹内章二

指定番号	商号又は名称	営業所の所在地	代表者名
297	株式会社吉田住建	宇治市広野町中島16番地の11	吉田統公

城陽市公営企業告示第26号

城陽市下水道排水設備指定工事業者規程（平成20年城陽市公営企業管理規程第8号）第5条第1項の規定に基づき、令和8年（2026年）9月10日付けで城陽市下水道排水設備指定工事業者として指定したので、同規程第15条第1項第1号の規定により、次のとおり告示します。

令和8年（2026年）10月15日

城陽市公営企業管理者職務代理者
上下水道部長 竹内章二

指定番号	商号又は名称	営業所の所在地	代表者名
298	新栄設備株式会社	京都市伏見区桃山与五郎町1番地の533	渡辺敏彦

城陽市公営企業告示第27号

城陽市指定給水装置工事事業者として令和8年（2026年）9月25日に指定したので、城陽市指定給水装置工事事業者規程（平成10年城陽市水道事業管理規程第3号）第9条第1号の規定により、次のとおり告示します。

令和8年（2026年）10月15日

城陽市公営企業管理者職務代理者
上下水道部長 竹内章二

1 指定をした事業者名等

指定番号	商号又は名称	住所又は所在地	代表者
344	大東設備工業株式会社	奈良市紀寺町807番地の3	大東浩之